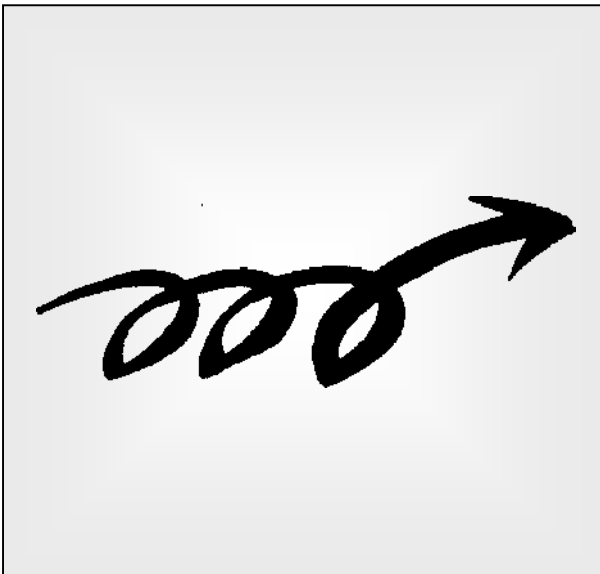


令和4年度

豊田市区長会 第10回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて
伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和4年12月27日（火） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 福士副会長／場所 市役所南庁舎 5 階 南 5 1 会議室】

1 豊田市民の誓い唱和 篠原書記

2 会長 挨拶

3 豊田警察署 報告・説明 ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について	別紙
	報告内容 ・別紙のとおりです。	
2	警察署と地区区長会との連携について	別紙
	依頼内容 ・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	

4 区長会 報告・確認・協議事項 ページ

1	区長会役員選考委員について	1
	依頼内容 ・別紙のとおりです。	
2	豊田市区長会役員会の傍聴について	6
	協議事項 ・別紙のとおりです。	

5 共済会運営委員会 報告事項 ページ

1	今期見舞金の支給状況について		10
	報告内容 ・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は <u>原則 5 日以内</u> です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、 <u>事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。</u>	—	

6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料
番号

1	消防団員募集の協力について	(消) 総務課	1
	依頼内容 ・地域の安全・安心を守る消防団員の募集活動について、各地区で周知等、ご協力をお願いします。 ・消防団員募集チラシの掲示をお願いします。 【連絡先】消防本部総務課（電話：35-9717/FAX：35-9709）		
2	違反開発防止に向けたポスターの掲示及びチラシの回覧依頼について	開発調整課	2
	依頼内容 ・豊田市開発事業対策協議会の取組で、啓発ポスターとチラシを作成しましたので、ポスターの掲示とチラシの回覧をお願いします。 【連絡先】開発調整課（電話：34-6744/FAX：34-6011）		
3	「とよた市民福祉大学（第7期）」について	社会福祉協議会	3
	情報提供 ・「とよた市民福祉大学（第7期）」が修了しましたので、御報告します。 ・修了者について情報提供します。 【連絡先】豊田市社会福祉協議会 共生推進課（電話：31-1294/FAX：33-2346）	-	

7 1月区长便のお知らせ

...

13

8 各地区の情報交換について 担当：第5ブロック

【第11回役員会】 2月1日（水） 14：00～ 市役所南庁舎5階 南51会議室

令和5年度 豊田市区長会役職者の選考について

《 今後の流れ 》

令和4年度

12月27日(火) 第10回 区長会役員会

① 役員選考委員の選出依頼

役員選考委員の条件等

- ・ 各ブロックの地区会長の中から1名ずつ(計6名)
- ・ 選考委員は、原則として4役への就任はない

※「区長会役職選考に関する内規」

1役員選考委員選出方法等(1)役員選考委員の選出より

1月6日(金) 役員選考委員の選出期限(区長会事務局へ提出)

1月26日(木) 区長会4役会にて役員選考委員(案)作成

2月1日(水) 第11回 区長会役員会

- ① 役員選考委員の決定
- ② 役職推薦書の提出依頼

3月6日(月) 役職推薦書 提出期限(厳守)

3月15日(水) 役員選考委員会の開催

(午後2時から 場所:豊田市役所
選考委員6名、事務局)

新年度

4月12日(水) 第1回 区長会役員会にて内部発表

5月13日(土) 総会にて決定

令和5年度

豊田市区長会役員選考委員報告書

ブロック (○をつけてください)	1ブロック(崇化館・梅坪台・浄水・朝日丘・逢妻) 2ブロック(高橋・美里・益富・松平) 3ブロック(豊南・末野原・上郷) 4ブロック(竜神・若林・前林・若園) 5ブロック(猿投台・井郷・猿投・保見・石野) 6ブロック(藤岡・藤岡南・小原・足助・下山・旭・稲武)
選考委員 地区名	地 区
選考委員 自治区名	自治区
選考委員 区長名	

「区長会役職選考に関する内規」を理解し、各ブロックの令和4年度の地区会長で協議のうえ、提出してください。

選考委員は、3月15日(水)午後2時からの選考委員会にご出席いただきます。

提出期限: 令和5年1月6日(金)

提出先・問合せ : 豊田市区長会事務局(地域支援課内)

TEL34-6629 FAX35-4745

区長会役職選考に関する内規

1 役員選考委員選出方法等

(1) 役員選考委員の選出

選考委員は、前年度において次の6ブロックの地区会長の中から、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。

選考委員は、原則として、4役（会長、副会長、書記、会計）への就任はないものとする。

ブロック（自治区数）	構成地区
1 ブロック（39）	崇化館(12)、梅坪台(4)、浄水(5)、朝日丘(7)、逢妻(11)
2 ブロック（65）	高橋(15)、美里(14)、益富(14)、松平(22)
3 ブロック（37）	豊南(9)、末野原(11)、上郷(17)
4 ブロック（26）	竜神(8)、若林(4)、前林(11)、若園(3)、
5 ブロック（56）	猿投台(11)、井郷(5)、猿投(8)、保見(13)、石野(19)
6 ブロック（75）	藤岡(18)、藤岡南(6)、小原(12)、足助(14)、下山(7)、旭(5)、稲武(13)

(2) 役員選考委員会における選考

選考委員会への出席は、選考委員6名と、区長会事務局とする。

選考委員会は、選考委員長を互選する。

選考委員会では、地区区長会が提出した役職推薦書を参考に、選考基準等に照らし、協議のうえ決定する。

2 会長・副会長・書記・会計の任期・選考基準等

(1) 区長会長1名について

- ① 会長任期は1期1年2期までとする。

なお、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。

- ② 会長の選考にあたっては、地区区長会の持ち回り等、地域的な配慮をなくし、人物本位で選考に当たるものとする。
- ③ 1年以上の地区会長経験を持つ地区会長から選考するものとする。
- ④ 会長の選考に当たっては、次の事項を確認し行うものとする。
- ・他の模範となるような自治区運営がされていること。
 - ・関係地区区長会の全面的な支持があること。
 - ・区長会長としての職務を遂行できる識見と体力があること。

(2) 副会長3名について

- ① 副会長の任期は1期1年2期までとする。

ただし、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。

- ② 副会長3名の選考に当たっては、地区エリア等に配慮し選考するものとする。
- ③ 副会長についても区長経験年数等にとらわれず、人物本位の選考とする。
- ④ 会長に事故があった場合に備えて、会長代行者を決めておくものとする。
- この場合の代行期間は、当該年度末までとする。

- ⑤ 会長代行者の副会長の選考に当たっては、(1)④の事項を確認し行うものとする。

- ⑥ 原則 1 年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。
- ⑦ 会長代行者以外の副会長 2 名は、書記・会計をそれぞれ兼ねるものとする。

(3) 書記 1 名、会計 1 名について

- ① 任期は 1 期 1 年 2 期までとする。
- ② 地区エリア等に配慮し、選考するものとする。
- ③ 原則 1 年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

3 施行期日

この内規は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

(選考委員は、6 ブロックの地区会長の中から 1 名ずつの推薦を受けると変更する。
選考委員は、「役職推薦書の提出のない地区会長とする」から「4 役への就任はないものとする」と変更する。)

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(高橋、豊南地区の自治区数を変更する。)

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(逢妻、猿投台地区の自治区数を変更する。藤岡地区を藤岡と藤岡南に分離する。)

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし書き、「該当する地区会長がない場合は、前年度の役員会による推薦を受けた地区会長が役員選考委員会の承認を経て就任するものとする。」から「1 年以上の区長経験を持つ地区会長がないブロックはブロックの推薦があれば役員選考委員会で選考できる。」と変更する。)

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(会長任期について、規約との整合。)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(末野原地区の自治区数を変更する。梅坪台地区を梅坪台と浄水に分離する。)

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(選考委員会への出席者に会長代行を追加する。会長任期のただし書きを追加する。)

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(会長任期のただし書きを削除する。会長任期を 1 期 1 年 2 期までに変更する。)

この内規は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(選考委員会の出席者から前年度の区長会長(会長代行)を削除する。)

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(末野原地区と足助地区の自治区数を変更する。)

この内規は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(役職推薦書の提出を総務委員から地区区長会に変更する。副会長及び書記・会計の選考における「1 年以上の区長経験をもつ地区会長」を「原則 1 年以上の区長経験をもつ地区会長」に変更する。選考における但し書を削除する。)

区長会役員選考委員の推移について

● H 2 5 年度～

- 1 次の6ブロックの地区会長の中から、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。
選考委員は、原則として4役への就任はしない。

ブロック名	構 成 地 区
1 ブロック	崇化館、梅坪台、浄水(H28～)、朝日丘、逢妻
2 ブロック	高橋、美里、益富、松平
3 ブロック	豊南、末野原、上郷
4 ブロック	竜神、若林、前林、若園
5 ブロック	猿投台、井郷、猿投、保見、石野
6 ブロック	藤岡、藤岡南(H23～)、小原、足助、下山、旭、稲武

2 選考委員推移（網掛け下線は委員長）

年 度	1 ブロック	2 ブロック	3 ブロック	4 ブロック	5 ブロック	6 ブロック
H 2 5	<u>梅坪台</u>	高橋	上郷	若園	猿投	小原
H 2 6	朝日丘	美里	末野原	若林	石野	<u>下山</u>
H 2 7	逢妻	高橋	上郷	<u>前林</u>	猿投台	稲武
H 2 8	崇化館	美里	<u>豊南</u>	竜神	石野	旭
H 2 9	浄水	高橋	<u>上郷</u>	前林	猿投台	藤岡南
H 3 0	朝日丘	美里	上郷	<u>若園</u>	保見	藤岡
R 1	朝日丘	高橋	上郷	<u>若園</u>	猿投台	小原
R 2	逢妻	松平	上郷	<u>竜神</u>	井郷	足助
R 3	梅坪台	美里	上郷	<u>若林</u>	猿投	旭
R 4	<u>浄水</u>	益富	上郷	前林	猿投台	稲武

豊田市区長会役員会の傍聴について（案）

1 目 的

毎月1回開催されている豊田市区長会役員会（以下「役員会」という。）について、役員以外の豊田市区長会会員（以下「会員」という。）が傍聴する機会を設けることで、分かりやすく開かれた区長会運営を目指すとともに、各自治区運営の一助としてもらうため。

2 内 容

会員のうち希望する人が、役員会を傍聴できるようにする。

3 方 法

- ・傍聴を希望する会員は、毎月、傍聴依頼期限（概ね役員会の2週間前）までに、口頭で事務局に傍聴したい旨を申し出る。
- ・役員会の当日に、傍聴席にて会議を傍聴する。
- ・意見等がある場合は、事務局が示す期限までに、意見等が記載された書類（様式自由、メール可、電話不可）を提出する。
- ・4役の承認が得られれば、役員会の会議後の指定された時間に意見等を発言することができる。

4 その他

- ・役員会に合わせて、総務委員会も傍聴できるようにする。
- ・傍聴について、区長会会則を改正（9ページ参照）するとともに、「豊田市区長会役員会及び総務委員会傍聴細則」（7ページ参照）を設ける。
- ・毎年の日程等については、年度当初に事務局から提示する。
- ・傍聴者には、傍聴の注意事項と発言の仕方等を記載したチラシを配付する。

豊田市区長会役員会及び総務委員会傍聴細則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市区長会会則（平成3年4月1日施行）第35条第2項及び第43条の規定に基づき、豊田市区長会役員会及び総務委員会（以下「役員会等」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 役員会等の会議を傍聴しようとする豊田市区長会の会員は、別に示された期日までに事務局に申し出なければならない。

（傍聴席）

第3条 傍聴人は傍聴席で傍聴することができる。

2 議長は、傍聴席が満席となったとき、その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴することができない者）

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3）前2号に掲げる者のほか、議長において傍聴を不適當と認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （2）私語、談話及び拍手をしないこと。
- （3）議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- （4）携帯電話等を使用しないこと。
- （5）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- （6）事務局の指示に従うこと。

（写真撮影、録画、録音等）

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をするときは、事前に議長の

許可を得なければならない。

2 議長は、議事の妨げになるときは、写真撮影、録画、録音等を禁止することができる。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会議を秘密会とする議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委任）

第9条 この細則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- 区長会会則に必要な条項を追加する。
- 区長会会則の改正は、令和5年5月13日（土）の区長会総会に諮る。

豊田市区長会会則

～ 省 略 ～

（役員会の傍聴）

第35条 会員は、役員会を傍聴することができる。ただし、議長が会議を公開しないこととしたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、役員会が別に定める。

～ 省 略 ～

（総務委員会の傍聴）

第43条 総務委員会の傍聴は、第35条の規定を準用する。この場合において、第35条の規定中「役員会」とあるのは「総務委員会」と読み替えるものとする。

～ 省 略 ～

附 則

～ 省 略 ～

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

備 考

～ 省 略 ～

令和5年4月1日 施行

（役員会及び総務委員会の傍聴、役員外会員の発言の条文を追加）

第 10 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
12 月 1 日～12 月 31 日	8	320,600	3	136,000
4 月 1 日～12 月 31 日	45	1,248,100	19	588,000
1 件あたりの平均支給額	—	27,736	—	30,947

2 12月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額(円)	行 事 名	傷害の内容	発 生 状 況
1	御 立	6,000	秋の環境美化活動	蜂刺傷(右手甲、左手首、耳の後ろ)	神池の外周の草刈り作業中、スズメ蜂に刺され負傷
2	御 立	6,000	秋の環境美化活動	蜂刺傷(左手甲)	神池の外周の草刈り作業中、スズメ蜂に刺され負傷
3	深田山	27,000	にこにこクラブ (高齢者支援)	顎裂傷	参加の為友人と歩行中、躓いて転倒し顎を強打して負傷
4	池田町	48,000	春の環境美化活動	慢性硬膜下血腫	草刈り作業中、足が滑り 2m落下し頭部と両足を強打し負傷
5	新 井	205,000	まちづくり卓球教室(高齢者支援)	右橈骨遠位端骨折、胸椎圧迫骨折	後退りして返球しようとした際バランスを崩して転倒し右手と腰を強打して負傷
6	浄水町	16,600	マレットゴルフ大会	右膝外側打撲	始球式の打ったボールがピースに当たって跳ね返り、見学者の足に当たり負傷
7	西中山	6,000	蛭放流	右足親指打撲	展示物の板を固定しようとした際、手が滑り足の指に落下し負傷
8	藤岡南コミ	6,000	子どもの居場所づくり	眉間、左目下打撲	バトミントンの練習で審判をしていたところ、友人が握っていたラケットが手から抜けて眉間に当たり負傷

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
12 月 1 日～1 月 4 日	1	237,380	1	65,000
4 月 1 日～1 月 4 日	14	3,067,040	9	787,809

4 12月の賠償金支給の内容

No.	自治区名等	賠償金額(円)	行 事 名	賠償の内容
1	大 沼	237,380	秋の環境美化活動	草刈機で除草作業中、跳ねた石が近くに止まっていた車(アルファード)のフロントガラスを破損

1 月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文 書 名	担当課	電話	種類	送付先
1	令和 4 年度全国一斉情報伝達訓練の実施	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
2	「市民民謡講習会」事業終了のお知らせ	文化振興課	31-8804	通知	全自治区
3	「交通安全市民会議ニュース 1 月号」他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
4	「消防団員募集の協力について」	(消) 総務課	35-9717	配付	全自治区
5	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付	旧市内自治区
6	違反開発防止に向けたポスター掲示及び チラシ回覧	開発調整課	34-6744	回覧	全自治区

※「自治区だより」が提出されていない自治区は、発行の都度支所に
3 部（挙母地区は地域支援課に 2 部） ご提出をお願いいたします。

※区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますのでご協力ください。

- ・区長便の空袋は、区長便箱へ入れておいていただくか、お近くの支所へお渡してください。
- ・区長便袋には、送付文書を残さず、必ず空にしてください。
(提出物などを入れないようにお願いします。)

※回覧数等の変更・訂正がある場合は、支所・地域支援課へご連絡ください。

【地域支援課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp

Memo



「人づくり・まちづくり・幸せづくり」



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七^{しちしゅう}州^{うつく}をのぞむ美^{さん}しい山河にかこまれ、
輝^{かがや}かしい衣^{ころも}の里^{さと}の歴史^{れきし}と伝統^{でんとう}をうけつぎながら、
明日^{あす}に向かって伸び^むゆく豊田市^のの市民^{とよたし しみん}です。

- 1 緑^{みどり}をはぐくみ、川^{かわ}を大切^{たいせつ}にして、
豊^{ゆた}かな自然^{しぜん}を愛^{あい}しましょう。
- 1 スポーツに親^{した}しみ、教^{きょうよう}養^{たか}を高^{たか}めて、
文化^{ぶんか}の向^{こうじょう}上^{じょう}につとめましょう。
- 1 元^{げんき}気で働^{はたら}き、若^{わか}い力^{ちから}をそだてて、
幸^{しあわ}せな家^か庭^{てい}をつくりましょう。
- 1 互^{たが}いに助^{たす}けあい、心^{こころ}の輪^わをひろげて、
あたたかい町^{まち}をつくりましょう。
- 1 いのちを尊^{とうと}び、きまりを守^{まも}って、
住^すみよい社^{しゃ}会^{かい}をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の
5項目を明るいうでで表し、実践活動を通じて、
わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって
育て伸ばそう」という意味を表しています。

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

自治区長 様

豊田市消防団長 黒野 準
豊田市消防長 須賀 基文

消防団員募集の協力について（お願い）

日頃は、消防団の活動及び消防行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

消防団は、日頃の消火や捜索などの活動以外にも、常備消防の力だけでは対応困難な大規模災害時に大きな力を発揮します。当市におきましても、地域に根差し、訓練、研修等を通して知識及び技能を習得している消防団は、地域の安全を確保するうえで必要不可欠な存在です。

消防団員の確保については、以下のとおり様々な取組を実施しておりますが、各自治区におかれましても、引き続き消防団員募集に御理解と御協力をお願いいたします。

<消防団員確保の取組>

（１）現役消防団員による各家庭の訪問

（２）消防団活動の P R

パンフレット、ホームページや Instagram
等を活用



（３）「消防団応援の店」事業

事業所等が様々なサービスの協力を通じて消防団を応援する事業

（４）消防団×とよたおいでんバスのコラボレーション

おいでんバスに消防団のイラストをラッピングしました。

ラッピング期間：令和 6 年 1 0 月まで

主な運行路線：豊田・渋谷線



<消防団員募集用チラシの配布>

自治区掲示板や公民館への掲示をお願いします。

(1) 配布数：2枚

※3枚以上必要になる場合は、担当へご連絡ください。

(2) 区長便：令和5年1月10日（火）で配布します。

(3) 掲示期間：配布後から令和5年6月30日（金）まで

※掲示スペースに余裕がありましたら、掲示期間の延長をお願いします。

掲示期間終了後は、お手数ですが各自治区で廃棄してください。

<今年度の消防団員数>

1, 938人（令和4年4月1日現在）（前年比30人減）

【問合せ・連絡先】

豊田市消防本部 総務課 消防団担当 山口、小寺

電話 (0565) 35-9717

FAX (0565) 35-9709

Email shoubou-soumu@city.toyota.aichi.jp

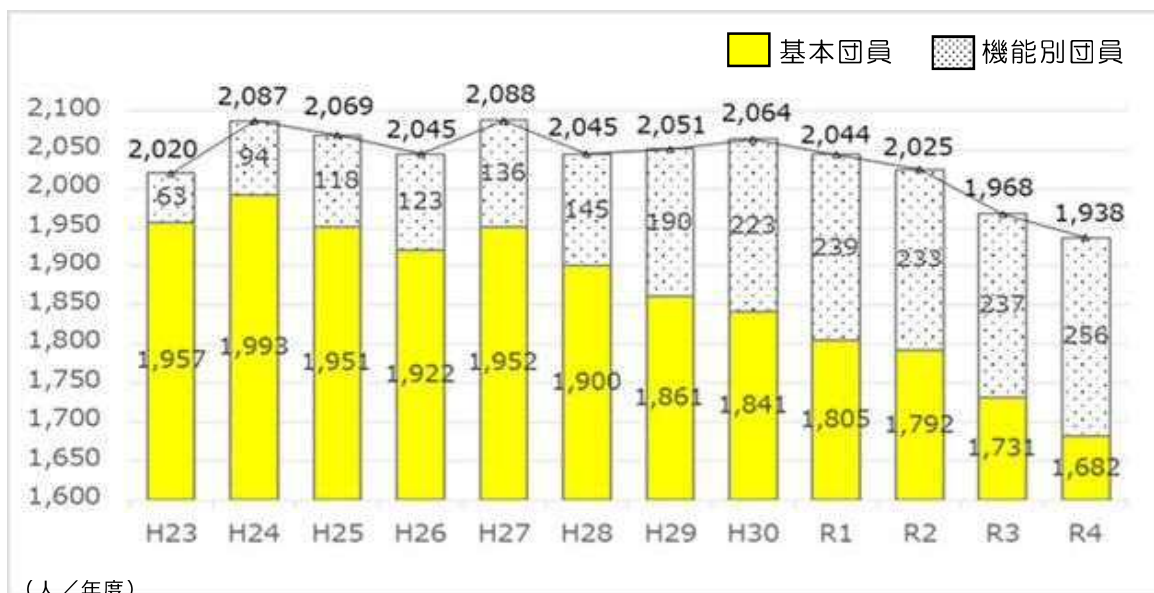
1 豊田市消防団の現状

(1) 消防団の主な活動

- ◆ 消火・水防活動、残火の警戒・処理、災害現場付近の住民の安全確保等
- ◆ 水難等の行方不明者の捜索・救助活動、地元自治区行事への参加等

(2) 消防団員数の推移

※各年度 4 月 1 日現在



(3) 地区ごとの消防団員数の推移 (人)

※各年度 4 月 1 日現在

地区 \ 年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	6年間の増減傾向
旧豊田市	953	951	937	945	951	940	●●●●●●
藤岡地区	178	171	165	160	150	153	●●●●●●
小原地区	118	109	117	108	106	101	●●●●●●
足助地区	249	262	268	268	263	264	●●●●●●
下山地区	175	165	159	153	140	136	●●●●●●
旭地区	167	168	171	168	163	156	●●●●●●
稲武地区	142	149	147	144	139	136	●●●●●●

2 消防団の活動紹介

自治区等での防災訓練の指導



火災等の災害対応訓練の実施



消防署との合同訓練の実施



火災予防の推進



次代の担い手の育成



火災等の災害出動



3 消防団の特性

地域密着性：団員は、地域の人々や事情に通じている。

要員動員力：訓練を積んだ多数の団員が災害時は動員できる。

即時対応力：団員が地元に住んでいるため、災害時は即時に対応できる。



消防団員募集!!!

豊田市を守るために
一緒に消防団で
活動してみませんか?



Instagram
はこちら



PR 動画
はこちら

豊田市消防本部 総務課

0565-35-9717

〒471-0879 愛知県豊市長興寺5丁目17番地1

shoubou-soumu@city.toyota.aichi.jp





消防団の 主な活動

いつ起こるか分からない災害に迅速かつ的確に対応するため、日頃から訓練を重ねています。また、地域防災力の向上を図るため、地域の方々等に対し防災指導を行っています。

災害出動

災害発生時は、消防署と協力して対応します。
また消火活動のほか行方不明者の捜索など幅広く活動します。



消防団×とよたおいでんバス

とよたおいでんバスに消防団募集のラッピングをしました。
豊田市駅から豊田スタジアム方面で運行しています。



バスの紹介動画はこちら



学生機能別団員

若者の入団により、消防団の活性化に繋がっています。
主な活動は、自主避難所での活動や消防団行事への参加などです。



女性団員の活躍

「男性と同じように災害現場で活動する女性」、
「広報活動・防災指導を行う女性」が活躍しています。



カラーガード隊



ファイヤーガード隊

各種訓練

豊田市は都市部、山間部などさまざまな地域性があります。そのため、基礎訓練を重ね、管轄する地域に即した訓練を行っています。



消防団応援の店事業



店舗や事業所等に「消防団応援の店」として登録いただき、消防団員や団員を支える家族に料金割引などのサービスを提供して、消防団員を応援するものです。



消防団員の主な待遇は？

消防団員には、豊田市から年額報酬(数万円程度)と、災害活動時・訓練時の手当(1回あたり数千円程度)などが支給されます。

公務災害補償

消防団活動中に負傷した場合は、制度により補償されます。

被服の貸与

消防団活動に必要な被服が貸与されます。

消防団協力事業所表示制度



この制度は、消防団活動に対する事業所からの協力を通して、消防防災力の充実強化を目的としています。認定を受けた事業所は、取得した表示証を事業所に掲示できるほか、自社ホームページなどでも広く公表できます。



退職報償金

一定の年数以上勤務して退団した際に退職報償金が支給されます。

表彰制度

職務にあたって功労または功績があった場合には、表彰されます。

入団資格

満18歳以上で豊田市に居住、勤務、または通学している方なら、性別問わず入団できます。

令和4年12月27日

自治区長 様

都市整備部 開発調整課
課長 鈴木 晃弘

違反開発防止に向けたポスター掲示及びチラシ回覧について（依頼）

日頃は、豊田市行政に御理解と御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、「豊田市開発事業対策協議会」の取組の一環として、違反開発防止を啓発するポスターとチラシを作成しましたので、下記のとおり依頼いたします。

記

- 1 目 的
違反開発を防止するため
- 2 依頼内容
自治区区民会館等へのポスター掲示
自治区住民へのチラシ回覧
- 3 周知内容
別紙のとおり

《問合せ先》

豊田市役所 都市整備部 開発調整課
啓発・指導担当 花木、市川
TEL : 0565-34-6744（直通）
FAX : 0565-34-6011



これは違反開発の可能性あり! 情報提供を!!

QRコードから
情報提供を
お願いします



豊田市開発事業対策協議会

主な取組

違反開発事業の未然防止及び拡大抑制のための意見交換
関係団体による開発事業の監視及び情報共有
公民連携開発事業パトロール実施

事務局

豊田市 都市整備部 開発調整課

電話 0565-34-6744 FAX 0565-34-6011
メール kaiatsu@city.toyota.aichi.jp



構成団体

愛知県行政書士会豊田支部
愛知県土地家屋調査士会豊田支部
一般社団法人愛知県測量設計業協会
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部
公益社団法人愛知建築士会
公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
豊田市区長会 / 豊田商工会議所
豊田森林組合 / 愛知県西三河県民事務所
愛知県豊田加茂農林水産事務所
愛知県豊田加茂建設事務所
豊田市 / 豊田市農業委員会

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

区長会役員 各位

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
会 長 幸 村 的 美
とよた市民福祉大学運営委員会
委 員 長 山 村 史 子
(公 印 省 略)

「とよた市民福祉大学（第 7 期）」について（報告）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和 4 年度 5 月度の区長会にて説明させていただきました「とよた市民福祉大学（第 7 期）」が修了しましたので、ご報告させていただきます。
また、下記のとおり地区区長会会長様ならび自治区長様に情報提供させていただきます。

記

- 1 事業名
とよた市民福祉大学（第 7 期）
- 2 報告
とよた市民福祉大学の報告・・・2・3 ページ
- 3 情報提供
・地区区長会会長様宛
「とよた市民福祉大学（第 7 期）」修了者について（情報提供・ご依頼）・・・4 ページ
・自治区長様宛
「とよた市民福祉大学（第 7 期）」修了者について（情報提供）・・・5 ページ
- 4 連絡先
豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：稲吉
〒471-0877 豊田市錦町 1 丁目 1-1
電 話 （0565）31-1294（直通） F A X （0565）33-2346
E メール vc@toyota-shakyo.jp 休業日 日・月曜日及び祝日

とよた市民福祉大学の報告

第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画における、基本目標2「地域福祉の担い手づくり」重点取組1「住民福祉教育の推進」の主な事業として「とよた市民福祉大学の推進」があり、その取組の一つとして実施。

福祉入門コースと家庭介護コースの2コースを開講し、本会が設置する地域福祉活動推進委員会におけるとよた市民福祉大学運営委員会が中心となって運営。

1 福祉入門コース（受講者・修了者数）

1期	平成28年度	受講者	48名	修了者	47名
2期	平成29年度	受講者	39名	修了者	37名
3期	平成30年度	受講者	34名	修了者	33名
4期	令和元年度	受講者	32名	修了者	32名
5期	令和2年度	受講者	13名	修了者	13名
6期	令和3年度	受講者	21名	修了者	20名
7期	令和4年度	受講者	17名	修了者	16名



合計 受講者 204名 修了者 198名

〈中学校区別修了者数〉

中学校	1～6期	7期	計
崇化館	19	0	19
梅坪台	5	2	7
浄水	8	1	9
朝日丘	9	1	10
逢妻	11	1	12
高橋	6	0	6
美里	11	3	14
益富	11	1	12
豊南	5	1	6
末野原	7	0	7
上郷	4	1	5
竜神	8	0	8
高岡	8	0	8
前林	13	1	14

中学校	1～6期	7期	計
若園	1	0	1
猿投台	5	0	5
井郷	6	0	6
猿投	7	0	7
保見	8	1	9
石野	2	0	2
松平	12	1	13
藤岡	2	1	3
藤岡南	4	1	5
小原	1	0	1
足助	2	0	2
下山	2	0	2
旭	2	0	2
稲武	3	0	3
計	182	16	198

2 家庭介護コース（受講者・修了者数）

1期 開講準備

2期	平成29年度	受講者	41名	修了者	41名
3期	平成30年度	受講者	30名	修了者	27名
4期	令和元年度	受講者	30名	修了者	29名
5期	令和2年度	受講者	21名	修了者	20名
6期	令和3年度	受講者	35名	修了者	33名
7期	令和4年度	受講者	38名	修了者	32名



合計 受講者195名 修了者182名

〈中学校区別修了者数〉

中学校	2～6期	7期	計
崇化館	10	1	11
梅坪台	3	0	3
浄水	2	4	6
朝日丘	6	4	10
逢妻	8	2	10
高橋	13	1	14
美里	9	3	12
益富	7	1	8
豊南	7	1	8
末野原	8	1	9
上郷	6	1	7
竜神	7	3	10
高岡	5	1	6
前林	6	0	6

中学校	2～6期	7期	計
若園	3	1	4
猿投台	6	1	7
井郷	5	2	7
猿投	6	1	7
保見	5	0	5
石野	2	0	2
松平	6	1	7
藤岡	2	0	2
藤岡南	5	1	6
小原	1	0	1
足助	7	0	7
下山	3	0	3
旭	1	2	3
稲武	1	0	1
計	150	32	182

3 修了者の動向

活動内容	人数 [名]	活動内容	人数 [名]
民生委員児童委員	18	傾聴ボランティア	7
主任児童委員	2	学校ボランティア	5
地域会議委員	8	ヘルスサポートリーダー	4
地区コミュニティ会議福祉部会	14	高齢者・介護施設従事者	4
高齢者クラブ	2	ヘルパー	8
地域ふれあいサロン	8	病院ボランティア	3
子ども支援	6	ガイドヘルパー	2
子どもの学習支援ボランティア	25	その他、ボランティア活動	31
お助け隊	4	合計	151

豊社協共発第186号
令和4年12月27日

地区区長会会長 様

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
会 長 幸 村 的 美
とよた市民福祉大学運営委員会
委 員 長 山 村 史 子
(公 印 省 略)

「とよた市民福祉大学（第7期）」修了者について（情報提供・ご依頼）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和4年度6月度の区長会にて説明させていただきました「とよた市民福祉大学（第7期）」が修了しましたのでご報告します。

また、今回の修了者で地域福祉活動に関心があり、ご了承が頂けた方の氏名・住所（町名のみ）・自治区名の情報提供をさせていただきます。

つきましては、大変お手数ではございますが、修了者の居住される地域の自治区長様への文書の配布もお願い申し上げます。

記

1 修了者氏名・住所

様

町
自治区

2 連絡方法

修了者の方との連絡を取られたい場合については、豊田市社会福祉協議会にお問合せください。

3 その他

個人情報の取扱いについては、充分にご配慮いただきますようお願いいたします。

4 連絡先

豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：稲吉

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

電 話 (0565) 31-1294 (直通) F A X (0565) 33-2346

Eメール vc@toyota-shakyo.jp 休業日 日・月曜日及び祝日

豊社協共発第187号
令和4年12月27日

自治区長 様

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
会 長 幸 村 的 美
とよた市民福祉大学運営委員会
委 員 長 山 村 史 子
(公 印 省 略)

「とよた市民福祉大学（第7期）」修了者について（情報提供）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和4年度6月度の区長会にて説明させていただきました「とよた市民福祉大学（第7期）」が修了しましたのでご報告します。
また、今回の修了者で地域福祉活動に関心があり、ご了承が頂けた方の氏名・住所（町名のみ）の情報提供をさせていただきます。

記

1 修了者氏名・住所

様

町
自治区

2 連絡方法

修了者の方との連絡を取られたい場合については、豊田市社会福祉協議会にお問合せください。

3 その他

個人情報の取扱いについては、充分にご配慮いただきますようお願いいたします。

4 連絡先

豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：稲吉

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

電 話 (0565) 31-1294 (直通) F A X (0565) 33-2346

Eメール vc@toyota-shakyo.jp 休業日 日・月曜日及び祝日